

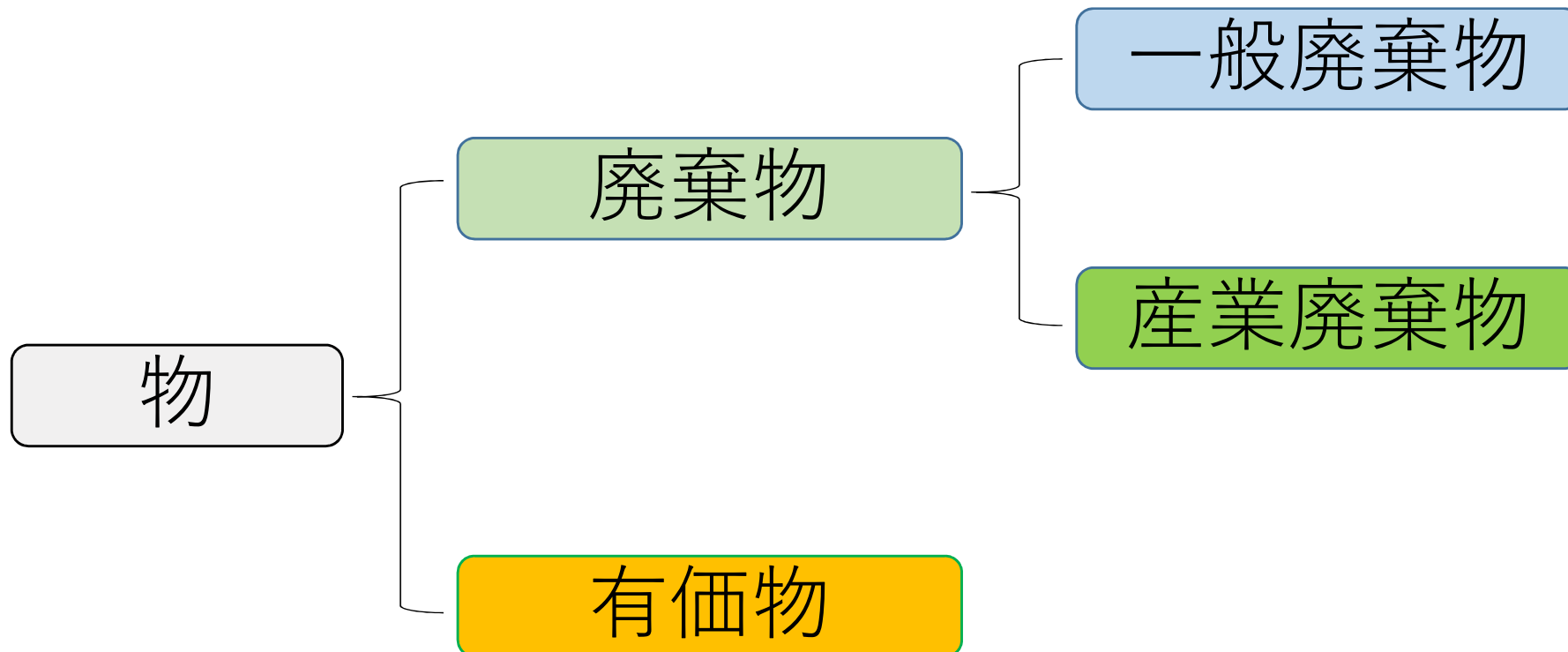
廃棄物処理法に関する 基礎知識

香川県環境森林部循環型社会推進課

廃棄物の定義

廃棄物とは（廃棄物該当性の判断基準）

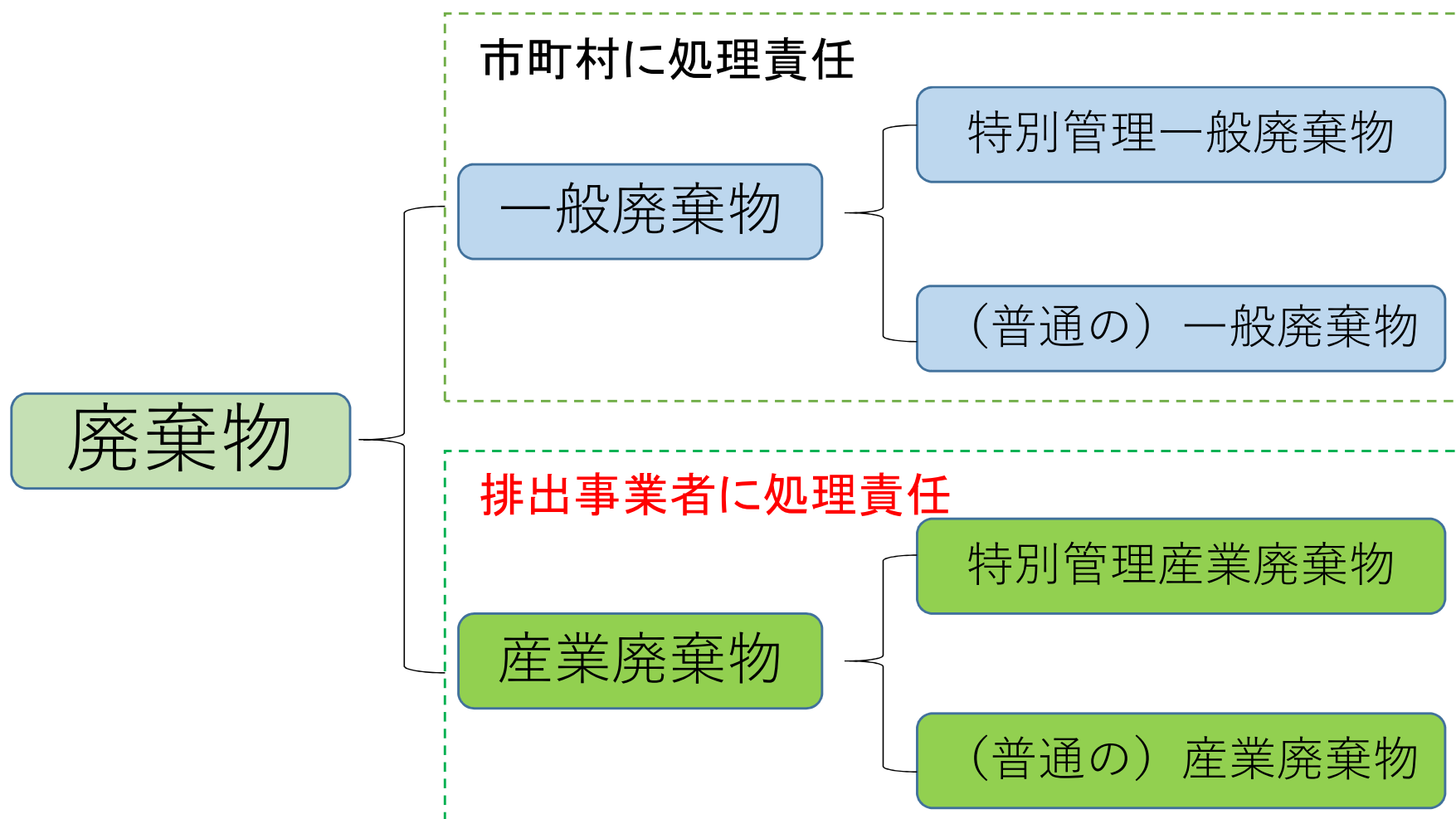
占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。



一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物の定義: 産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物の定義: **事業活動に伴って生じた廃棄物**のうち、燃え殻、
(中略) その他政令で定める廃棄物と輸入廃棄物



産業廃棄物20種類

あらゆる事業活動に伴うもの

燃え殻

廃プラスチック類

がれき類

動植物性残さ

汚泥

ゴムくず

ばいじん

動物系
固形不要物

廃油

金属くず

紙くず

動物の糞尿

廃酸

ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず

木くず

動物の死体

廃アルカリ

鋳さい

繊維くず

13号廃棄物

特定の事業活動に伴うもの

産業廃棄物

特定の事業活動の一例

紙くず

建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、製紙業、出版業等

木くず

建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材・木製品製造業、パルプ製造業等

繊維くず

建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（一部を除く）等

動植物性残さ

食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

動物系固形
不要物

と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物

動物の糞尿
動物の死体

畜産農業に係るもの

特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの

- ・燃焼しやすい廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・pH2以下の強酸性廃液
- ・pH12.5以上の強アルカリ性廃液
- ・感染性産業廃棄物
- ・特定有害産業廃棄物（PCB廃棄物、廃石綿等、一定濃度以上の有害物質を含む燃え殻、污泥等）

※特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者（資格要件有）を置かなければならない。

産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理は、

①排出事業者が自ら産業廃棄物の運搬・処分を行う。

- ・排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない(法第3条第1項、第11条第1項)。
- ・産業廃棄物を運搬・処分するときは、処理基準に基づき産業廃棄物の処理を行う必要がある(法第12条第1項)。

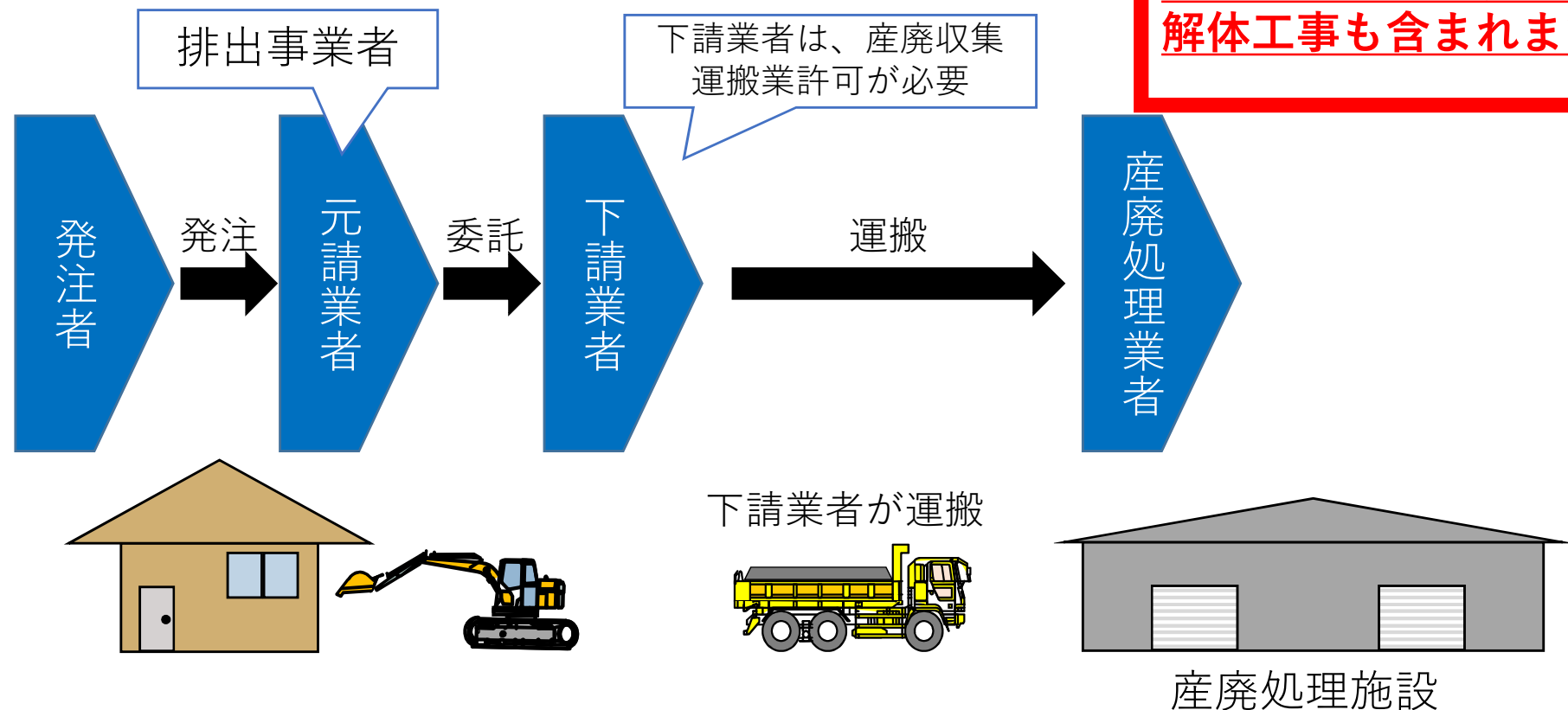
②排出事業者が産業廃棄物収集運搬業者・処分業者に委託して行う。

- ・排出事業者は、委託基準に基づき産業廃棄物の処理を委託しなければならない(法第12条第5項、第6項)。
- ・産業廃棄物収集運搬業者・処分業者は、処理基準に基づき産業廃棄物の処理を行う必要がある(法第14条第12項)。

廃棄物処理法における排出事業者

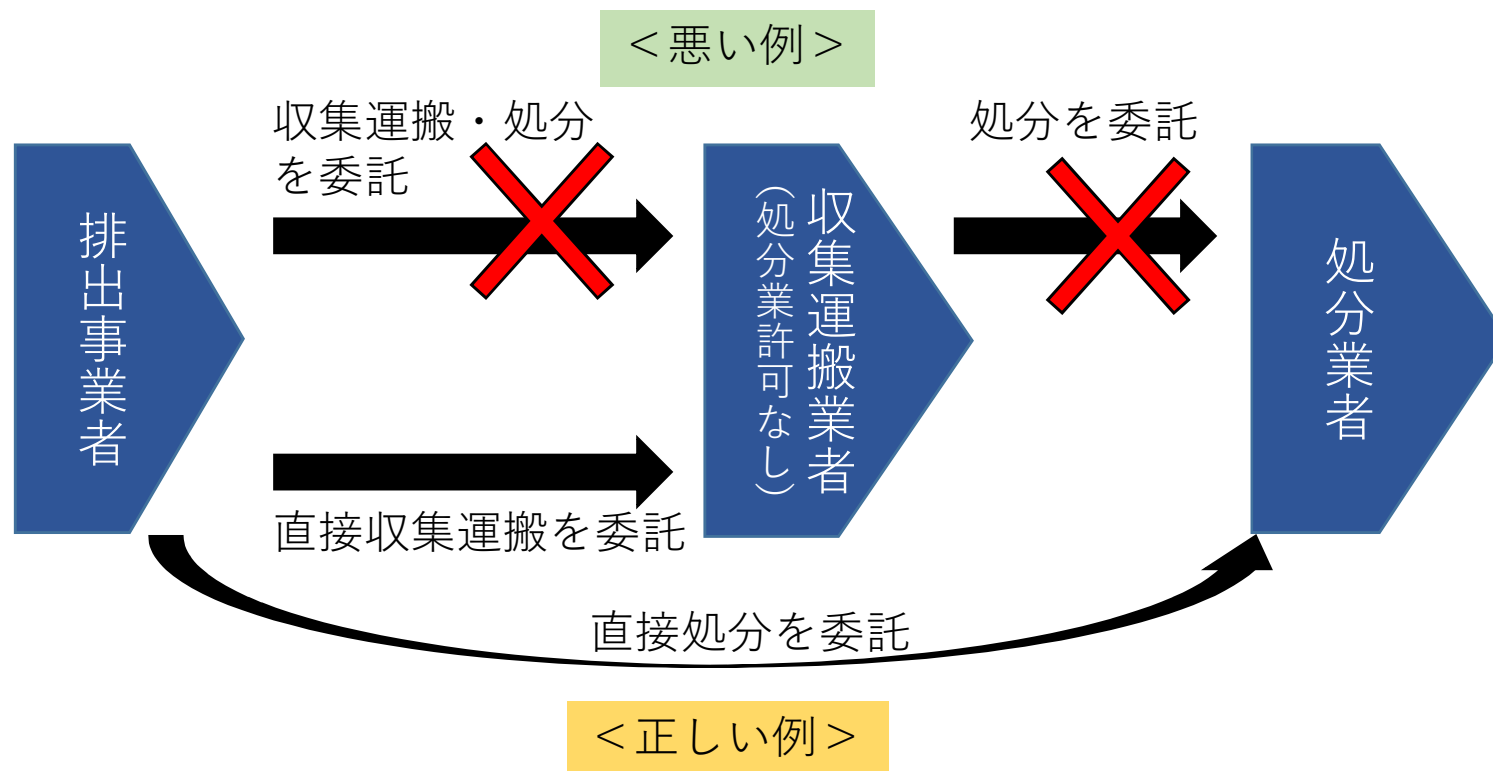
- 排出事業者の明確な定義はないが、その廃棄物を排出する仕事を支配・管理している者が排出事業者になるとされている。
- ただし、**建設工事に伴って生じる廃棄物は、ごく一部の例外を除き、※建設工事の元請業者が排出事業者となる。**
- 処理を他人へ委託する場合、契約書の締結、マニフェストの交付を必ず行う必要がある。

※建設工事には、建物の解体工事も含まれます。



産業廃棄物の処理委託について

- 収集運搬の委託は、排出事業者が**直接**収集運搬業の許可を受けた業者（又は法令で許可不要とされている業者）に委託すること。
- 処分の委託は、排出事業者が**直接**処分業の許可を受けた業者（又は法令で許可不要とされている業者）に委託すること。



産業廃棄物の収集運搬のルール（その１）

排出事業者が自ら運搬する場合について

- ・ 産業廃棄物を収集運搬していることの表示
- ・ 排出事業者名

下請け事業者が運搬する場合について

- ・ 産業廃棄物を収集運搬していることの表示
- ・ 業者名
- ・ 許可番号

※自ら運搬する場合でも処理基準を順守する必要あり。

※下請けで運搬する場合は、収集運搬業の許可が必要



（見本）



140pt以上
（約5cm以上）

90pt以上
（約3cm以上）

- ・ 見やすいこと
- ・ 鮮明であること
- ・ 両側面に表示すること
- ・ 識別しやすい色の文字であること

産業廃棄物の収集運搬のルール（その2）

収集運搬車両の携帯書類について

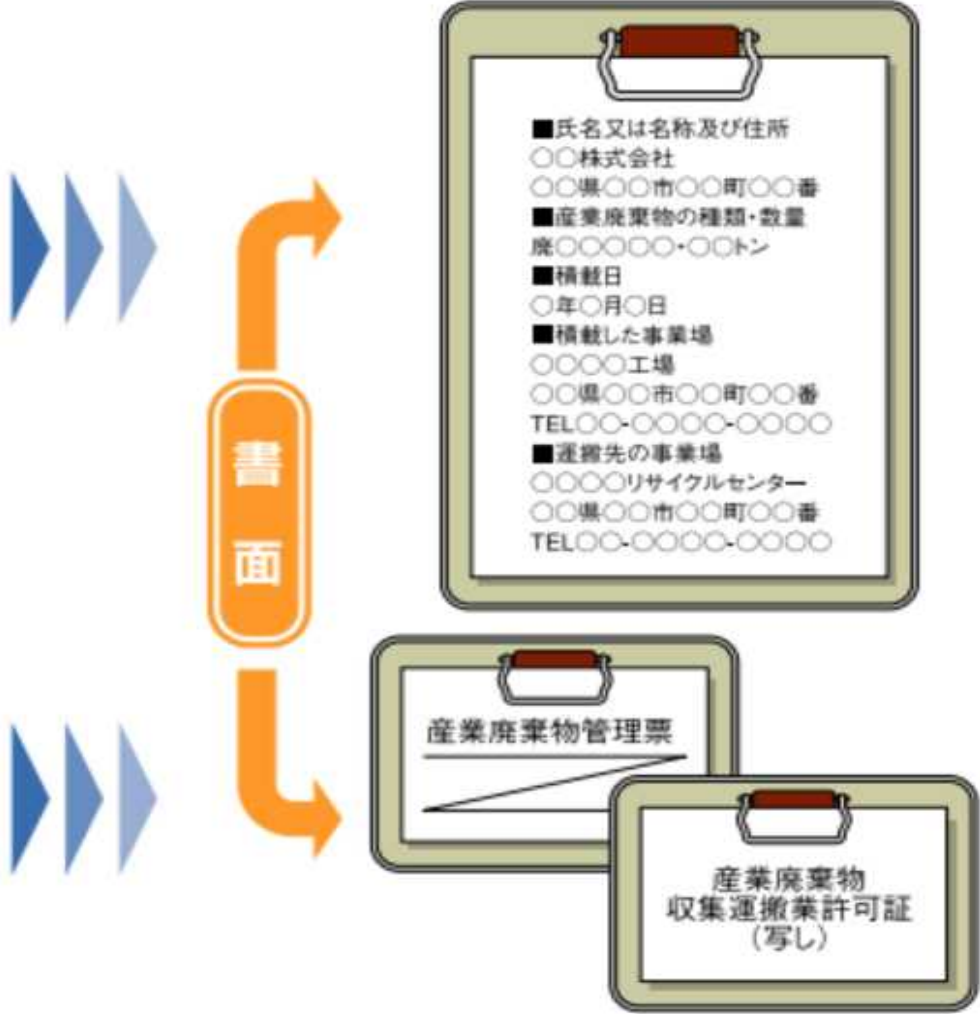
排出事業者が自分で運搬する場合

- 次の事項を記載した書類
- ・ 氏名又は名称及び住所
 - ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
 - ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日、
 - ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
 - ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

**産業廃棄物処理業者が、委託を受けて
産業廃棄物を運搬する場合**

- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・ 許可証の写し

タブレット端末等に保存した許可証の写し
(PDF)を携帯して代替しても良い。



産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け義務（環境省）

産業廃棄物の収集運搬のルール（その３）

産業廃棄物の収集又は運搬の基準（主なもの）

（法第12条第1項、政令第6条第1項第1号）

- ①産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ②収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ④運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ⑤石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、破碎することのないような方法により、かつその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集し、又は運搬すること。

廃棄物の保管について（事業場内保管）

- 周囲に囲いを設置すること
- 見やすい場所に掲示板を設けること
- 汚水が生ずるおそれがある場合、公共水域及び地下水汚染防止のための措置を講じること（排水溝等の設備を設置する、底面を不浸透性の材料で覆う）
- 保管高さを遵守すること
- その他飛散流出等の防止のための措置を講ずること
- ねずみの生息、蚊・はえその他の害虫が発生しないようにすること
- 石綿含有産廃を扱う場合は、他の物と混合しないようにし、飛散防止措置をとること
- 水銀使用製品産廃を扱う場合は、他の物と混合しないようにすること

注意

- これは、排出事業者が、**排出事業場で保管する場合の基準**です。
- 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場所で行うものに限る。）を行うときは、事前に届出が必要になる。

廃棄物の保管について（事業場内保管）

掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
名称、代表者 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	株式会社〇〇 代表取締役 XXXX 香川県〇〇市〇〇町XX番地XX △△ △△ XXX-XXX-XXXX
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
最大保管高さ	1.0 m

- ※縦、横それぞれ60cm以上
- ※産業廃棄物を事業場内で保管する際の掲示板

マニフェストの基本事項①

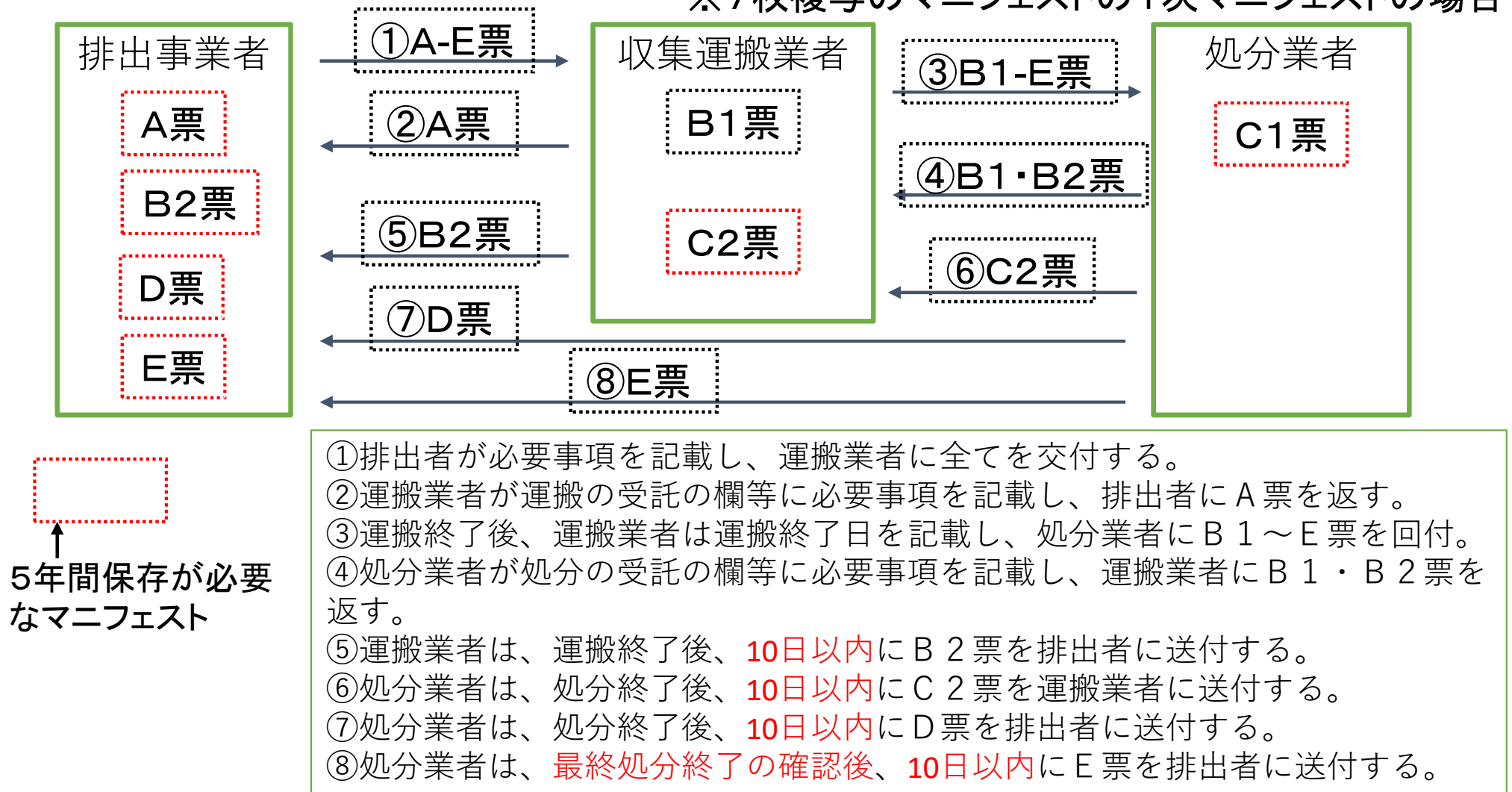
●マニフェストを交付する際の遵守事項

- ①産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- ②産業廃棄物の運搬先が複数ある場合は、運搬先ごとに交付すること。
- ③廃棄物の種類、数量及び交付受託者の氏名又は名称がマニフェストに記載された事項と相違がないか確認の上、交付すること。
- ④中間処理業者が2次マニフェストを交付する際は、最終処分を行う場所、処分を委託した排出事業者の氏名又は名称及び管理票の交付番号について、交付又は回付されたマニフェストと相違がないことを確認の上交付すること。

マニフェストの基本事項①

●マニフェストの流れ（法第12条の3）

※7枚複写のマニフェストの1次マニフェストの場合



産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票

交付年月日	年 月 日	交付番号		整理番号		交付担当者	氏名
事（排出者）	氏名又は名称			事（排出事業場）	名称		
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号		
産業廃棄物	☐ 種類（普通の産業廃棄物）		☐ 種類（特別管理産業廃棄物）		数量（及び単位）		荷姿
	☐ 燃えがら	☐ 金属くず	☐ 引火性廃油	☐ 燃えがら（有害）	産業廃棄物の名称		
	☐ 汚泥	☐ ガラスくず等	☐ 引火性廃油（有害）	☐ 廃油（有害）			
	☐ 廃油	☐ 鉱さい	☐ 強酸	☐ 汚泥（有害）			
	☐ 廃酸	☐ がれき類	☐ 強酸（有害）	☐ 廃酸（有害）			
	☐ 廃アルカリ	☐ 動物のふん尿	☐ 強アルカリ	☐ 廃アルカリ（有害）	有害物質等	処分方法	
	☐ 廃プラスチック類	☐ 家畜の死体	☐ 強アルカリ（有害）	☐ ばいじん（有害）	備考・通信欄 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物		
	☐ 紙くず	☐ ばいじん	☐ 感染性廃棄物	☐ 13号廃棄物（有害）			
	☐ 木くず	☐ 13号廃棄物	☐ PCB等	☐ 廃水銀等			
	☐ 繊維くず	☐ 動物系不要固形物	☐ 廃石綿等				
	☐ 動植物性残さ		☐ 指定下水汚泥				
	☐ ゴムくず		☐ 鉱さい（有害）				
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分の場所	名称／所在地／電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先（処分事業場）	氏名又は名称		
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称			又は保管 積替え	氏名又は名称		
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号		
運搬の受託	（受託者の氏名又は名称） （運搬担当者の氏名）			運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	（受託者の氏名又は名称） （処分担当者の氏名）			処分終了年月日	年 月 日	最終処分 終了年月日	年 月 日
最終処分を行った場所	名称 所在地 電話番号				照合確認	B2票	年 月 日
						D 票	年 月 日
						E 票	年 月 日
（直行用）	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

マニフェストの記載

交付年月日	① 年 月 日	交付番号		整理番号		交付担当者	氏名	②
事（排出者）	氏名又は名称			事（排出事業場）	名称			
	住所 〒	電話番号	③		所在地 〒	電話番号	④	

出典元：公益社団法人全国産業資源循環連合会

①交付年月日

マニフェストを交付した日付を記載する。

②交付担当者

マニフェストの交付を担当した従業員の氏名を記載する。

③事業者（排出者）

排出事業者の名称、住所等を記載する。

④事業場（排出事業場）

産業廃棄物を排出した事業場の名称、所在地等を記載する。

マニフェストの記載

産業廃棄物	□ 種類(普通の産業廃棄物)		□ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	□ 燃えがら	□ 金属くず	□ 引火性廃油	□ 燃えがら(有害)			
	□ 汚泥	□ ガラスくず等	□ 引火性廃油(有害)	□ 廃油(有害)	産業廃棄物の名称		
	□ 廃油	□ 鉱さい	□ 強酸	□ 汚泥(有害)			
	□ 廃酸	□ がれき類	□ 強酸(有害)	□ 廃酸(有害)			
	□ 廃アルカリ	□ 動物のふん尿	□ 強アルカリ	□ 廃アルカリ(有害)		有害物質等	処分方法
	□ 廃プラスチック類	□ 家畜の死体	□ 強アルカリ(有害)	□ ばいじん(有害)			
	□ 紙くず	□ ばいじん	□ 感染性廃棄物	□ 13号廃棄物(有害)			
	物	□ 木くず	□ 13号廃棄物	□ PCB等	□ 廃水銀等	備考・通信欄 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物	
		□ 繊維くず	□ 動物系不要固形物	□ 廃石綿等			
□ 動植物性残さ			□ 指定下水汚泥				
□ ゴムくず			□ 鉱さい(有害)				
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						

出典元：公益社団法人全国産業資源循環連合会

⑤産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類を記載する。シュレッダーダストのように、複数の産業廃棄物が不可分の状態で混合している場合は、その廃棄物の一般的な名称を記載してもかまわない。

⑥中間処理産業廃棄物

中間処理業者が処理を委託する際に記載する。排出事業者が記載する必要はない。

⑦最終処分場の場所

最終処分を行う先の名称・場所を記載する。

⑧備考・通信

運搬や処分を行う際の注意事項を記載。

マニフェストの記載

運搬受託者	氏名又は名称	運搬先の事業場	氏名又は名称
	住所 〒 電話番号		所在地 〒 電話番号
処分受託者	氏名又は名称	又は保管 積替え	氏名又は名称
	住所 〒 電話番号		所在地 〒 電話番号

出典元：公益社団法人全国産業資源循環連合会

⑨運搬受託者

収集運搬業者の名称・住所を記載する。

⑩運搬先の事業場（処分事業場）

処分を行う施設の名称・場所を記載する。

⑪処分受託者

中間処理又は最終処分を行う業者の名称・住所を記載する。

マニフェストの記載

運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	運 搬 終了年月日	年 月 日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	処 分 終了年月日	年 月 日	最終処分 終了年月日	年 月 日
最終処分を行った場所	名称 所在地 電話番号 12	照 合 確 認	B2票	年 月 日	
			D 票	13 年 月 日	
			E 票	年 月 日	

出典元：公益社団法人全国産業資源循環連合会

⑫最終処分を行った場所

中間処理業者が中間処理後の廃棄物を委託した場合、委託した廃棄物の最終処分先の処理施設名称・場所を記載する。

⑬照合確認

「B2票」「D票」「E票」が戻ってきたときに、「A票」のこの欄に日付を記載する。

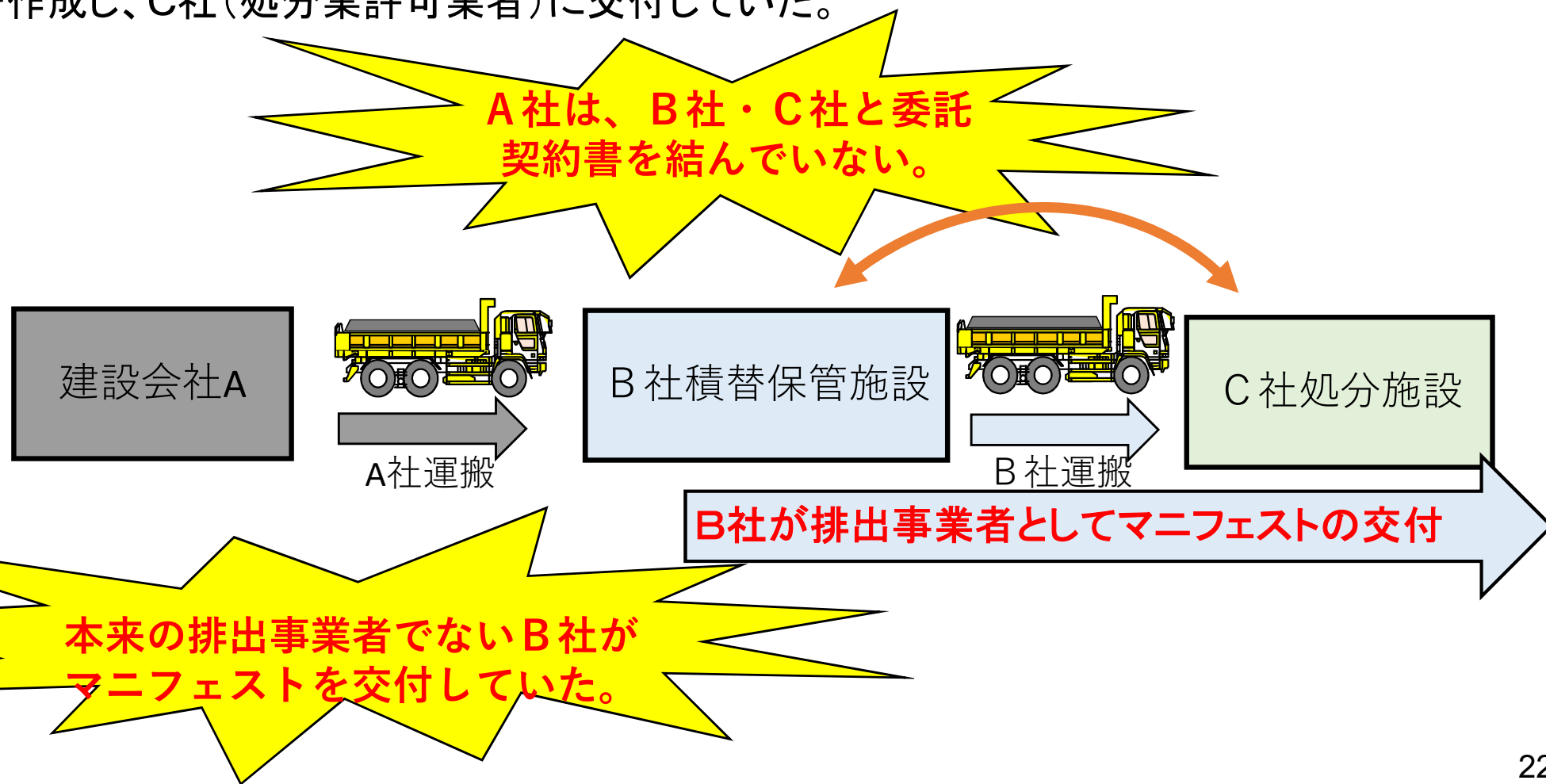
※紙マニフェストは、記載事項及び様式が法で規定されている。（施行規則第8条の21第1項、第2項「様式第2号の15」）

※記載事項が欠けている場合等、施行規則に合致しない様式は、紙マニフェストとして認められず、そのようなものを使用した場合には、紙マニフェスト不交付と同様に扱われることになる。

マニフェストに関する悪い例

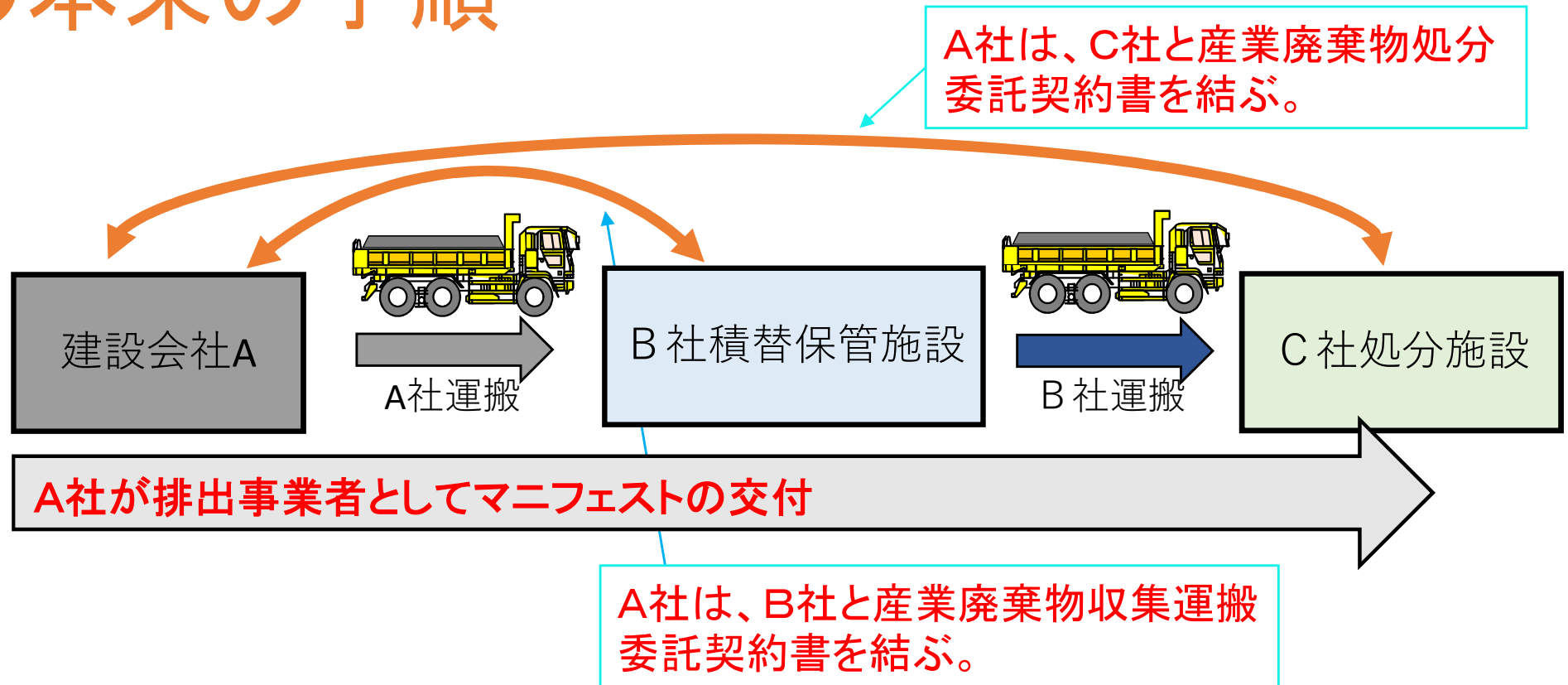
●悪い例

- ・建設会社Aは、建設工事に伴って排出した産業廃棄物をB社まで自ら運搬し、B社（収集運搬業（積替保管含む）許可業者）に引き渡した。
- ・このとき、A社は、マニフェストを交付しておらず、B社が排出事業者としてマニフェストを作成し、C社（処分業許可業者）に交付していた。



マニフェストに関する悪い例

●本来の手順



中小企業(個人事業主を含む)の 低濃度PCB廃棄物の 適正処理を支援します

令和7年4月1日から助成が開始されます

低濃度PCBに汚染された廃棄物は令和9年3月31日までに保管事業者で適正に処理されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国(環境省)は中小企業(個人事業主を含む。)に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。

詳細は裏面へ!



【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL: 098-995-7100 (3月1日 開設予定)

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時(祝日年末年始を除く。)

mail:joseikin@sanpainet.or.jp

URL:https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

助成金申請について

申請書類は産業廃棄物処理事業振興財団のHPからダウンロードできます。HPの提出書類のページまたは「助成金交付申請の手引き」でご確認ください。

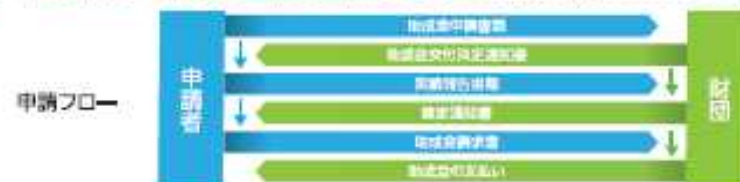
ご注意!

PCBの分析及び処理の実施は、交付決定通知書を受領した後に実施してください。交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、助成金の交付はできません。

申請の際は、必ず「助成金交付申請の手引き」をご参照ください! URL:https://www.sanpainet.or.jp/joseikin

申請書受付期間

令和7年度: 令和7年4月1日～令和8年3月31日(ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止します。)



助成対象者

1. 中小企業者^{※1}

・会社(株式・有限・合資・合名・合同)

- 表1において主たる業種別に定められるA又はBの基準を満たす会社(ただし、1又は2者以上の大企業者(中小企業者以外の会社)が保有する株式又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)は、大企業者として取り扱い、対象外となります。)
- みなし大企業者による買収の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係^{※2}がないこと
- 買収と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係^{※2}がないこと

※1 消通中又は特別清算中の法人に該当する。会社、中小企業団体等、法人も経過措置の対象となります。消通中等の場合は登記簿謄本を用いて行います。
※2 完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を支配または親族に保有する関係とします。

・個人事業主 下記の表において業種ごとに定められる従業員数(B)の要件を満たす個人事業主

業種別 ^{※1}	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数 ^{※2}
①製造業	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ビル建設製造業	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦飲食業	5,000万円以下	200人以下
⑧その他	3億円以下	300人以下

※1 業種は直近の決算書で最も売上の大きい部門により判断します。(例: 製造業において製造部門よりサービス部門の売上が大きい場合はサービス業として判断します)

※2 常時使用する従業員数は事業主としての全体の数です。事業主(会社、工場等)のものではありません。(例: 製造業廃棄物を保管する工場の常時使用する従業員数が基準の数以下であっても、本社及び他の工場の従業員数の合計が基準の数を超えていれば対象外となります)

・中小企業団体等 下記の表に定められる中小企業団体等

中小企業団体の基準
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体(労働組合、農業協同組合、信用組合、農協、信用組合、労働組合、商工組合及び労働組合等)
特別の法律によって設立された組合又はその組合会等(例: 労働組合、農業協同組合、信用組合、農協、信用組合、労働組合、商工組合及び労働組合等)

2. 法人(会社、中小企業団体等を除く)

- 常時使用する従業員数^{※2}が100人以下の法人
- 常時使用する従業員数が、表1において、主たる業種別に定められるBの基準を満たす法人^{※3}

※3 例えば、慈善法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、設立組織法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員数が100人以下の法人が対象となります。

3. 個人

- 廃棄又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
- 何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することになった個人
- 遺産者(相続人等)

分析費の助成について

●助成対象経費

低濃度PCBに汚染されているおそれのある電気機器（高濃度PCB及び安定器を除く。）に使用されている絶縁油及び電気機器由来のPCBが染み込みまたは付着したおそれのある木くずやウエス等の汚染物が低濃度PCBであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析^{※6}に要する経費。

※6 各試料の採取方法や検出率が異なるマニュアル・ガイドラインに基づくものに限る。
（消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。）

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額^{※7}。なお、1検体あたり10,000円を限度額とする。

※7 その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。

処理費の助成について

●助成対象経費

- 収集・運搬（積込み・積下しを含む）に要する経費
 - 漏えい防止措置に要する経費
 - 処分（焼却）に要する経費
- （消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。）

●助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額^{※8}。

なお、「収集・運搬（積込み・積下しを含む）」に要する経費及び「漏えい防止措置に要する経費」の助成金は表3に掲げる額を限度額とし、「処分（焼却）に要する経費」の助成金は、表4に掲げる標準処分単価により算出された額又は申請者が申請してきた額のいずれか低い方の額の2分の1の額を限度額とする。

※8 その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。

種類		限度額
収集・運搬（積込み・積下しを含む） ^{※9}	低濃度PCB汚染電気機器	192,500円/台
	小型機器・その他（ドラム缶）	75,000円/缶
	小型機器・その他（ペール缶）	73,500円/缶
漏えい防止措置 ^{※10}		50,000円/台・式

※9 低濃度PCB汚染度が2以上ある場合は、その低濃度PCB汚染度を合計した額を助成対象額とする。

※10 漏えい防止措置が必要で低濃度PCB汚染度が2以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。

種類	標準処分単価
低濃度PCB汚染電気機器 ^{※11}	1,000円/kg
低濃度PCB含有廃油	200円/kg
その他汚染物 ^{※12}	900円/kg

※11 変圧機、コンデンサー、整流器、高圧機、リアクトル等。

※12 ドラム缶又はペール缶に収容された汚染物、ウエス、油類くず等。

★PCB処理でお困りごとはありませんか？

PCB保有事業者の皆様が抱える様々な課題を抽出し、調査方法・処理先の選定のご提案や助成金申請のお手伝いまで、親切・丁寧に対応いたします。お問い合わせは、下記の協会事務局又はお近くの会員企業へご連絡下さい。

【問合せ先】一般社団法人 日本PCB全廃廃棄物処理協会（JPTA）Tel：03-6206-9552

〒101-0047 東京都千代田区千代田二丁目11番6号豊島内神田ビル7階

FAX：03-6206-0534 E-mail：info@pcb.or.jp HP：http://www.pcb.or.jp/



低濃度PCB廃棄物処理施設の一覧

（令和6年9月2日現在）

処理の方法が「焼却」の施設を掲載しています。施設の最新情報や処理の方法が「焼却」以外の施設については、環境省HP「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」のページをご確認ください。

事業者名 問合せ先	設置場所	収集・運搬の有無	廃棄物の種類 （低濃度PCB汚染電気機器・ 低濃度PCB含有廃油等）			事業者名 問合せ先	設置場所	収集・運搬の有無	廃棄物の種類 （低濃度PCB汚染電気機器・ 低濃度PCB含有廃油等）		
			電気機器	その他（ドラム缶）	その他（ペール缶）				電気機器	その他（ドラム缶）	その他（ペール缶）
JX 金属缶小坂ケミカル株式会社 0144-56-0231	北海道		●	●	●	東横環境株式会社 076-244-3132	石川県	有	●	●	●
東京製鋼株式会社 0178-28-9181	青森県		●	●	●	株式会社太平洋サービス 053-447-4640	静岡県	有	●	●	●
エコシステム小坂株式会社 03-6847-7011	秋田県	有			●	（株）美西株式会社 072-243-6335	大阪府		●	●	●
エコシステム秋田株式会社 （愛称）エコシステムジャパン（株） 東北営業所 0186-46-1500	秋田県		●	●	●	神戸環境クリエイト株式会社 078-651-5060	兵庫県		●	●	●
ユナイテッド計測株式会社 018-877-3027	秋田県	有	●	●	●	株式会社ジョレ・ジャパン 06-6411-3690	兵庫県		●		
株式会社フレハ環境 0246-63-1231	福島県	有	●	●	●	三光株式会社 0859-44-5367	福島県	有	●	●	●
日置環境株式会社 0277-73-0194	群馬県	有	●	●	●	株式会社富士フーリン 087-678-3111	静岡県	有	●	●	●
群馬エコロ株式会社 0276-55-0500	群馬県	有	●	●	●	オオノ興発株式会社 089-976-1234	愛媛県	有	●	●	●
杉田環境株式会社 0435-96-1311	千葉県	有	●	●	●	光和環境株式会社 093-872-2100	福岡県		●	●	●
エコシステム千葉株式会社 （愛称）エコシステムジャパン（株） 関東営業所 0438-60-7175	千葉県	有	●	●	●	三池製鉄株式会社 0944-53-7262	福岡県			●	●
J&T 環境株式会社 045-505-7949	神奈川県		●	●	●	三井中央開発株式会社 0595-20-1631	三重県		●	●	●
株式会社富山環境整備 076-469-5356	富山県	有	●	●	●	エコシステム山陽株式会社 （愛称）エコシステムジャパン（株） 西日本営業所 0868-62-1341	岡山県		●	●	●

●収集可能

★低濃度PCB廃棄物とは？

PCB濃度が0.5mg/kg（=ppm）を超え、5,000mg/kg（=0.5%）以下の電気機器等（油類くずや高圧電圧装置のように可燃性のPCB汚染物は100,000mg/kg（=10%）以下）が該当した廃棄物を指します。詳しくは環境省の低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイトに記載されていますので、ご確認ください。
http://pcb-eoukushori.env.go.jp/telnaudo/



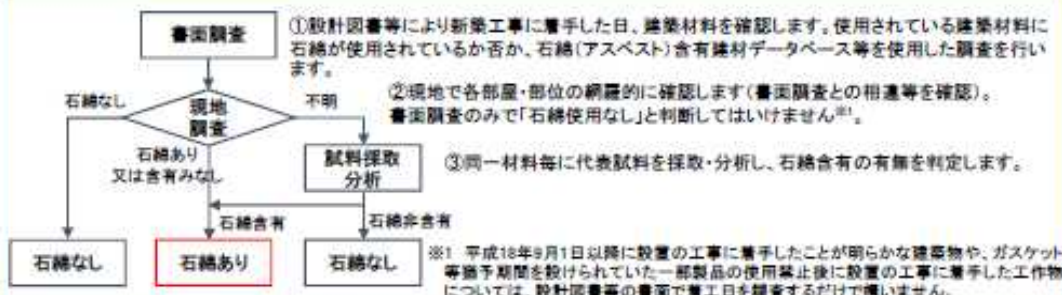
解体等工事を始める前に

建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、**資格者等による石綿に関する事前調査**が必要となります。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

(1) 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されています。(法第18条の15第1項)

- ① 設計図書その他書面による調査
- ② 現地での目視による調査
- ③ 分析による調査



(2) 建築物等の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります^{※2~4}。

【義務付け適用】建築物: 令和5(2023)年10月1日～

特定の工作物については令和8(2026)年1月1日から資格者等による調査が義務付けされます

(法第18条の15第1項及び第4項、規則第18条の5)

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)
- ④ 工作物石綿事前調査者

③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ、④は特定の工作物のみ実施可能。
なお、義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※2 石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返す石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。

※3 義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

※4 分析調査は、厚生労働大臣が定める書等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。

香川県環境管理課より
石綿等について



自主施工者である個人による事前調査について

解体等の工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く)が床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも「必要な知識を有する者」に事前調査を実施させる必要はありません。ただし、個人であっても作業基準の遵守義務等は適用されますので、専門家による事前調査をお勧めします。



(3) 事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。

【説明事項】

- ① 石綿使用の有無に関わらず必ず説明する事項(法第18条の15第1項第1号及び第4号、規則第18条の7第1号及び第2号)
 - ✓ 事前調査結果、調査の終了年月日、調査の方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項(調査者の講習実施機関の名称等)
- ② 特定工事に該当する場合の説明事項(法第18条の15第1項第2号及び第3号、規則第18条の7第3号及び第4号)
 - (★は届出対象特定工事で該当する場合のみ)
 - ✓ 特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況★
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所★

届出対象特定工事の場合に14日前までに説明することとしているのは、発注者による作業実施の届出書の作成を考慮したものです。



説明の書面の写しは、(4)の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

(4) 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。

【義務付け適用】令和4(2022)年4月1日～

(法第18条の15第6項、規則第18条の11)

R4.4.1～

【規模要件】

- ✓ 建築物の解体: 対象の床面積の合計が80㎡以上
 - ✓ 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修: 請負金額の合計が100万円以上
- ※工作物は環境大臣が定めるもの
(令和2年環境省告示第77号(令和5年10月から観光用エレベーターの昇降路の囲いが追加されています))

【報告事項】

調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等

【報告の方法】

石綿事前調査結果報告システム ※石綿障害予防規則の報告と共通のシステム (報告は元請業者又は自主施工者が行います。)

(5) 事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

【記録事項】(法第18条の15第3項及び第4項、規則第18条の6)

(3)の説明事項に発注者氏名等を加えたもの

【現場への備え置き】(法第18条の15第5項)

備え置きの方法は指定していません。工事を施工する者や都道府県等が立入検査の際に確認できる状態であればよいので、電子データでも紙媒体でも差し支えありません。

特定粉じん排出等作業の届出は、発注者又は自主施工者が行います。

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込めまたは囲い込みを行う場合は、作業開始の14日前までに県(高松市内については高松市)への届出が必要です。

※囲い込みは、著しく飛散するおそれのある場合のみ必要

届出事項(法第18条の17)

- ✓ 届出対象特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であればその代表者氏名
- ✓ 当該届出対象特定工事の場所
- ✓ 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

届出様式(規則第10条の4)

様式第3の5



特定粉じん排出等作業、特定工事、届出対象特定工事

「特定粉じん排出等作業」とは、石綿含有建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修することをいいます。

「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことをいいます。

特定工事のうち、石綿を多量に発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合は、「届出対象特定工事」に該当します。

届出が不要な作業についても作業計画を作成する必要があります。

特定粉じん排出等作業を行う際は、届出対象特定工事ではない場合でも作業開始前に作業計画を作成し、当該計画に基づいて特定粉じん排出等作業を行うことが、作業基準に位置付けられています。

作業計画に記載する事項(法第18条の14、規則第16条の4第1項)

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であればその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ✓ 対象特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況
- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定工事を実施する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

概ね発注者への
報告事項となります。

事前調査結果、作業の掲示板の大きさが定められています。

(1) 事前調査結果の掲示(法第18条の15第5項、規則第16条の10)

- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められています。
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 事前調査方法の法定化や必要な知識を有する者に実施させること、特定建築材料の拡大に伴い、掲示事項が追加されています。
- ✓ 掲示板の設置場所は次のとおりです。

事前調査結果の掲示事項

- ・事前調査の結果(特定工事に該当するか否か及びその根拠)
- ・解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人であれば代表者の氏名
- ・事前調査を終了した年月日
- ・事前調査の方法(書面調査・目視調査・分析による調査及び調査者等に調査を行わせたこと)並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

掲示板の設置場所

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)

掲示の掲示日

- ・作業の開始前

(2) 特定粉じん排出等作業に係る掲示(法第18条の14、規則第16条の4第2号)

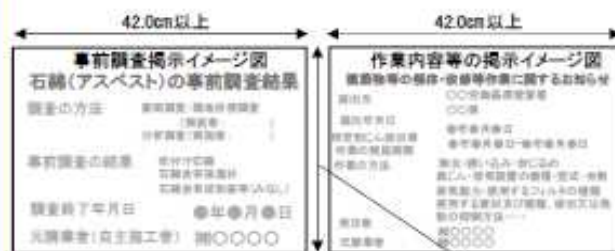
- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められています。
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 掲示事項、掲示板の設置場所は次のとおりです。

作業内容等の掲示事項

- ・特定工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人であれば、その代表者の氏名
- ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
- ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

掲示板の設置場所

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)



A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、
縦・横はどちらでも可。

29.7cm以上

掲示について

- ・事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。また、石綿則の掲示と兼ねることができます(その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置する必要があります)。

石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等を除去する際の作業基準が新設されています。

◆石綿含有仕上塗材の除去に独自の作業基準が設けられています。

【作業基準】(法第18条の14、規則第16条の4第6号・別表第7の3の項下欄)

特定建築材料の種類

作業基準

石綿含有仕上塗材

除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の効果を有する措置^{※1}を講ずること

(1)除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化^{※2}すること

(2)電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

①除去部分の周辺を事前に養生すること

②除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること

(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること(2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)

※1 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水や制塵剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

◆石綿含有成形板等はセメント等で固形化されているため、通常の使用では石綿は飛散しにくいですが、劣化している場合や除去時に切断・破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあります。

◆けい酸カルシウム板第1種は他の成形板に比べ、飛散性が高いため、切断・破砕等を行う場合は湿潤化に加え養生が必要です。

【作業基準】(法第18条の14、規則第16条の4第6号・別表第7の4の項下欄)

特定建築材料の種類

作業基準

石綿含有けい酸カルシウム板第1種

※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置^{※3}を講ずること。

(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと

(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。

①除去部分の周辺を事前に養生すること

②除去する建材を薬液等により湿潤化^{※4}すること

(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること(2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)

その他の石綿含有成形板等

(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと

(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化^{※4}すること

(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※3 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※4 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん性能を有する集じん装置を使用して除去を行う。

●その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。

他にも必要な手続きがあります。

大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規定

特別管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

● 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

環境省 大気法改正

① 大気汚染防止法改正の資料等掲載ページ

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

② 建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

③ (石綿)事前調査結果の報告について

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

④ 石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>



①



②



④

香川県 環境森林部 環境管理課 高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3219
高松市 環境局 環境指導課 高松市木太町2282-1 TEL:087-834-5755

※本資料は環境省作成リーフレット等を元に作成しています。

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により フロン類の回収が確認できない機器の 引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

対象とならない機器



※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか?

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合



※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を添付してください。

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか?

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか?

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)

